2　前項の申請書の様式は、別表第三号のとおりとする。
3　第八条第一項ただし書及び第二項の規定は、第一項の規定により申請を行う場合に準用する。
4　総務大臣又は総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、工事落成の期限を延長することが相当と認めるときは、申請者に対しその旨を通知する。

（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条　次の各号に該当する場合は、申請書又は届出書に第四条第二項の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　法第九条第一項の規定により工事設計変更の許可を受けようとする場合

二　法第九条第二項の規定により工事設計変更の届出をしようとする場合

三　［略］

四　［略］

五　［略］

2　前項の申請書又は届出書の様式は、別表第四号のとおりとする。
3　基幹放送局に係る第一項各号に掲げる場合において、その変更により当該基幹放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収支見積りを添付するものとする。ただし、協会及び学園の基幹放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。
4　第八条の規定は、第一項及び前項の規定による申請又は届出を行う場合に準用する。
5　総務大臣又は総合通信局長は、第一項第一号の申請があつた場合において、法第九条第三項の規定に合致し、又は第一項第三号若しくは第五号の申請による変更が相当と認めるときは、申請者に対し変更を許可する旨又は指定の変更をする旨を通知する。

（工事の落成届）

第十三条　法第十条の規定による工事の落成の届出は、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項にあつては、希望する場合に限る。）を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　無線局の予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　無線局の種別及び局数

三　識別信号

四　予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号

五　工事落成の年月日

六　検査を希望する日（法第十条第二項に基づき検査の一部を省略する場合を除く。）

2　前項の届出書の様式は、別表第三号の二のとおりとする。
3　法第十条第二項で定める書類は、第一項の届出書に添えて提出しなければならない。

（記載事項の省略）

第十五条　次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

［一～四　略］

［新設］

2　第八条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の規定により申請を行なう場合に準用する。

［新設］

（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条　次の各号の一に該当する場合は、申請書又は届書に第四条第二項の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一　法第九条第一項又は同条第二項の規定により工事設計変更の許可を受け又は届出をしようとする場合

［新設］

二　［同上］

三　［同上］

四　［同上］

［新設］

2　基幹放送局に係る前項各号に掲げる場合において、その変更により当該基幹放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収支見積りを添付するものとする。ただし、協会及び学園の基幹放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。
3　第八条の規定は、前二項の規定による申請又は届出を行う場合に準用する。

［新設］

（工事の落成届）

第十三条　法第十条の規定による工事の落成の届出は、文書により総務大臣又は総合通信局長に提出するものとする。

［新設］

［新設］

（記載事項の省略）

第十五条　次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

［一～四　同上］